

広 報



No. 116号

'78

6月号

■発行／鹿部村 ■編集／企画課 ■製作／久保内印刷

白かて、赤かて
楽しい運動会



六月四日、鹿部小学校で運動会を行ないました。
この日は、曇り空でしたが生徒は、全力を上げて徒競走に、また可愛いおゆうぎと、せいっぱい頑張りました。
そして、お父さんお母さんから大きな声援をうけ、楽しい一日をすごしておりました。

広 報 し か べ

生涯教育の一環として
五十三年度村社会教育推進目標きまる

「強健な身体で
豊かな地域づくりを」

- 一、組織の確立と自主活動の促進
- 二、学習活動の拡充
- 三、推進体制の整備充実

◎組織運営の点検と自主活動の促進

- (一) 実態把握及び分析
 - 。組織のもつ問題点と今後の課題をみきわめ活動の活発化をはかる
- (二) 自主活動促進のためにリーダー養成の計画的推進

(二) スポーツ及びレクリエーション活動の普及

- 。スポーツ及びレクリエーション活動の普及
- 。いつでも、だれでも、どこでもできる体制整備
- 。スポーツ教室の開設
- 。スポーツ少年団の育成

◎学習活動の拡充

- (一) 学習機会の拡充
 - 。各種団体の自主的活動を尊重しながら学習機会の場を拡げるインリーダの計画的養成
- (二) 学習内容の充実
 - 。学習機会の拡充に伴って学習内容の質的充実をはかる

(二) 広報・広聴活動の促進

- 。各種団体の活動低調の原因として広報広聴活動の不足が考えられるので活発化をはかる

◎推進体制の整備

- (一) 推進体制の充実強化
 - 。住民要求の多様化、高度化に対応するため専門職員資質向上をはかる
 - 。有志指導者の発掘育成、分野別領域別の分担制の活用

※社会教育委員 15名

氏名	職業
滝村 虎雄	しかべ幼稚園長
淀川 乾	鹿小校長
渡辺 健二	鹿中校長
小玉 日本	自営(工)
工藤 英三	医院事務長
岩井 一雄	自営(漁)
岩島 隆	〃
竹々原リツ	〃(商)
木村 房子	家事従事
玉野 茂美	自営(商)
佐藤 佑二	〃(漁)
大沢喜代治	〃(商)
立部 誠一	郵便局長
小田 金一	団体職員
山根 清次	自営(漁)

昭和53年度 事業計画 一覧表

	少年教育	青年教育	婦人教育	家庭教育	公民館	社会体育	町内会	老人学級	会議
4	子供会会長会議						町内会連合会総会	第1回老人学級(開講式)	青少年会館運営委
5	子連協総会		鹿婦連協総会	幼家庭学級		村民マラソン大会		第2回老人学級	社教委・体指委・公民館運営委
6					囲碁教室 書道教室	朝野球大会	会長視察研修	第3回老人学級	
7	野外活動研修会(キャンプ)	青年学級		幼家庭学級	囲碁教室 書道教室	村民テニス大会		第4回老人学級	社教委
8	ソフトボール大会(例)	成人式			囲碁教室 書道教室	村民ソフトボール大会		第5回老人学級	
9				幼家庭学級	囲碁教室 書道教室	村民卓球大会			公民館運営委
10	ドッジボール大会(例)				囲碁教室 書道教室	野球大会 ハイキング		第6回老人学級(修学旅行)	
11		青年学級		幼家庭学級	文化祭	村民羽球大会	映画会	第7回老人学級	体指委
12								第8回老人学級(閉講式)	社教委
1	カルタ会			幼家庭学級			新年交礼会 書初大会		
2			婦人交流会			村民バレーボール大会	会長研修会		公民館運営委
3	リーダーク宿泊研修会		茅部ブロック研修会	幼家庭学級			文化講演会		社教委

(一) 施設の整備
。中央公民館を始め各集会施設(十ヶ所)が整備され、今後

(二) はその活用につとめる
社会教育計画の推進
。村総合計画と関連し、社会教育

育の短期・中期・長期の推進
計画を立案し総合施策を推進
する

鹿部村から交通事故を

撲滅しよう

（岩井水産冷蔵株）、中野電気商会より交通安全啓発用品の寄贈

最近、村内において交通事故がひんばんに発生しております。このような中で、交通事故防止に役立てて下さいと、（岩井水産冷蔵株）より立行板、中野電気商会より赤灯（回転灯）のご寄贈がありました。

誠にありがとうございました。

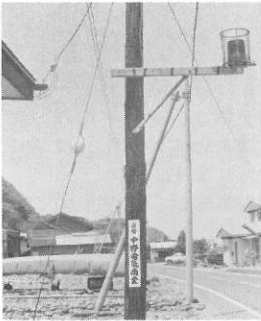


役場前に信号機つく

役場前に、手押信号機が設置され五月十八日より差動しております。

歩行者は、道路横断の際には必ず使用を心がけましょう。

尚、大沼道路線の交差点にも、信号機が取付けられる予定です。



鹿部青年会で ボランティア活動

今年もまた鹿部青年会（小林政幸会長）でボランティア活動の一環として花壇を作りました。

この事業は4～5年前より実施しており、今年は青少年会館前と鹿部駅ホームの2ヶ所に造り、村民、通勤・通学者にも大変喜ばれております。

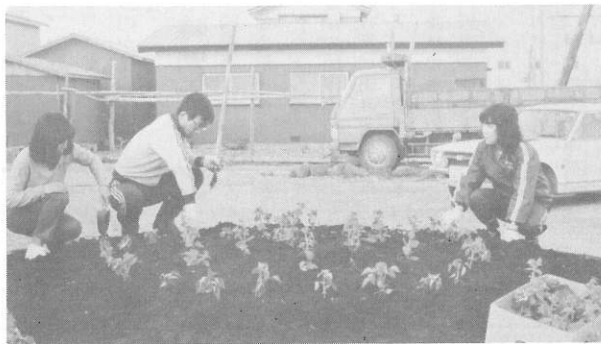
またこのほかにも他町村青年会との交流、スポーツ大会の開催等いろいろな事業を計画しており、同会への入会希望者も歓迎しております。



青少年育成運動推進指導員

関本忠久氏 さま

推進指導員は、青少年育成に関する各種団体及び行政機関との連絡調整にあたりながら、地域における青少年育成運動推進の中核者としてその推進にあたる。



街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean

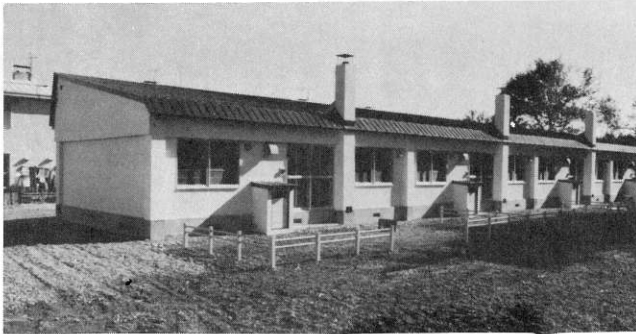
たばこは村内で買いましょう。



村民の社会福祉向上と 産業の振興に 最善の努力

地方自治法、地方公営企業法の定めるところにより、昭和五十三年三月三十一日現在の一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、ミンク飼育事業特別会計、水道事業会計の歳入、歳出予算の執行状況をここに公表します。

村財政の公表



入現在高は、昭和五十一年度末で公債費(村の長期借入金)の借

公債費の状況



水道会計は、村民の深いご理解を頂き、昭和五十二年十月から水道料金及びメーター使用料を改正いたしました結果、いくらかでも健全経営が推進されております。

また、医療費は、例年の二十%位の伸びであるのに対し、昭和五十二年決算見込みでは、○・三%と少しではありますが減少する見込みです。これらも住民の皆さんが「早期診断と中期治療」に心掛けたからだと思います。

昭和五十三年においても二月から平均九・六%の医療費が引上げとなりましたので、今まで以上の協力を、お願い致します。

ミンク会計は、当初予算に比べ三千二百五十五万六千円の増であり、水道会計に対し、メーター器取り替え工事に対する補正財源として一千五百万円の貸付を行っております。

特別会計の概要
国保会計は、皆さんが健康で豊かな生活を送るため社会補償制度の一つとして実施しておりますが、近年の医療費増加により厳しい財政状況であります。

又、医療費は、例年の二十%位の伸びであるのに対し、昭和五十二年決算見込みでは、○・三%と少しではありますが減少する見込みです。これらも住民の皆さんが「早期診断と中期治療」に心掛けたからだと思います。

一般会計の概要

昭和52年度予算における、昭和53年3月31日現在の歳入、歳出予算は、それぞれ1,083,450千円で、当初予算に比べ19.6%、177,307千円の増加となっております。昭和52年度における事業は、すべて完了いたしました。

主な事業

事業名	事業費
大岩干場造成事業	20,049
公営住宅建設事業	49,909
鹿部会館建設事業	32,882
出来潤道路舗装事業	9,340
老人福祉バス購入事業	3,240
水産関係事業	32,851

※ 水産関係事業には、船揚場補修、アワビ、ウニ、投石、並型魚礁、ヒトデ駆除等があります。

※ これらの他に医療費対策、教育振興に努めてまいりました。

ミンク飼育事業特別会計

歳入

科目	予算額	52.10.1~53.3.31収入済額		累計	予算に対する収入割合%
		千円	千円		
財産収入	80,907	52,480	55,293	68.3	
使用料及び手数料	2	0	0	0.0	
繰越金	48,110	0	48,110	100.0	
諸収入	2,078	2,483	2,971	143.0	
合計	131,097	54,963	106,374	81.1	

歳出

科目	予算額	52.10.1~53.3.31支出済額		累計	予算に対する支出割合%
		千円	千円		
飼育費	130,297	51,862	85,083	65.3	
公債費	300	0	0	0.0	
予備費	500	0	0	0.0	
合計	131,097	51,862	85,083	64.9	

(5)

広 報 し か べ = 一 般 会 計 =

歳 入

歳 出

科 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31収入済額	累 計	予算に対する収入割合
	千円	千円	千円	%
村 税	254,753	97,089	253,071	99.3
地方譲与税	15,581	5,639	10,010	64.2
娯楽施設利用税交付金	14,453	10,515	14,461	100.1
自動車取得税交付金	10,333	6,684	10,530	101.9
国有提供施設等 所存市町村交付税	3,843	3,843	3,843	100.0
地方交付税	377,869	144,818	380,719	100.8
交通安全対策 特別交付金	480	480	480	100.0
分 担 金	2	0	0	0.0
使 用 料 及 料 び 手 数	22,739	11,591	21,633	95.1
国庫支出金	93,314	60,948	90,157	96.6
道 支 出 金	41,012	26,491	36,949	90.1
財 産 取 入	19,253	11,933	15,595	81.0
寄 附 金	4,075	1,100	4,575	112.3
繰 越 金	5,000	0	0	0.0
繰 入 金	1	0	0	0.0
諸 取 入	112,442	76,058	98,275	87.4
村 債	108,300	1,200	1,200	1.1
合 計	083,450	458,389	941,498	86.9

科 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31支出済額	累 計	予算に対する支出割合
	千円	千円	千円	%
議 会 費	28,650	15,860	28,390	99.1
総 務 費	277,681	110,736	184,321	66.4
民 生 費	140,772	81,760	133,857	95.1
衛 生 費	38,638	31,377	36,990	95.7
労 働 費	482	79	125	25.9
農林水産業費	107,197	58,153	104,928	97.9
商 工 費	12,661	192	12,613	99.6
土 木 費	158,350	66,041	156,162	98.6
消 防 費	54,371	19,420	54,186	99.7
教 育 費	172,888	103,233	165,964	96.0
災害復旧費	7,073	5,953	6,999	99.0
公 債 費	81,447	38,573	72,907	89.5
諸 支 出 金	1,240	1	40	3.2
予 備 費	2,000	0	0	0.0
合 計	1,083,450	531,378	957,482	88.4

= 国民健康保険事業勘定特別会計 =

歳 入

歳 出

利 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31収入済額	累 計	予算に対する収入割合
	千円	千円	千円	%
国 民 健 康 保 險 税	81,098	52,776	75,998	93.7
使 用 料 及 料 び 手 数	5	2	3	60.0
国庫支出金	140,106	65,655	123,900	88.4
財 産 取 入	2	120	122	6,100.0
繰 入 金	601	0	0	0.0
繰 越 金	1	0	0	0.0
諸 取 入	796	2,135	2,426	304.8
合 計	222,609	120,688	202,449	90.9

科 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31支出済額	累 計	予算に対する支出割合
	千円	千円	千円	%
総 務 費	9,942	3,958	7,797	78.4
保 險 給 付 費	203,434	97,524	163,430	80.3
保 險 施 設 費	4,084	2,134	3,893	95.3
公 債 費	850	0	0	0.0
諸 支 出 金	2,202	2,191	2,191	99.5
予 備 費	2,097	0	0	0.0
合 計	222,609	105,807	177,311	79.7

= 水 道 事 業 会 計 =

収入の部

支出の部

科 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31までの測定額	測定額の累計	予算に対する収入割合
	千円	千円	千円	%
収益的収入	35,171	23,134	35,698	101.5
営業収益	35,130	23,049	35,601	101.3
営業外収益	41	85	97	236.6
資本的収入	17,944	16,480	16,480	91.8
他会計借入金	16,350	15,000	15,000	91.7
国庫補助金	1,480	1,480	1,480	100.0
一般会計 出 資 金	114	0	0	0.0
合 計	53,115	39,614	52,178	98.2

科 目	予 算 額	52.10.1~53.3.31までの支出済額	支出額の累計	予算に対する支出割合
	千円	千円	千円	%
収益的支出	28,181	9,204	27,862	98.9
営業費用	22,655	6,471	22,443	99.1
営業外費用	5,426	2,733	5,419	99.9
予 備 費	100	0	0	0.0
資本的支出	24,232	21,626	24,198	99.9
建設改良費	22,013	20,507	21,979	99.8
企業債償還金	2,219	1,119	2,219	100.0
合 計	52,413	30,830	52,060	99.3

国民年金法が 一部改正になりました

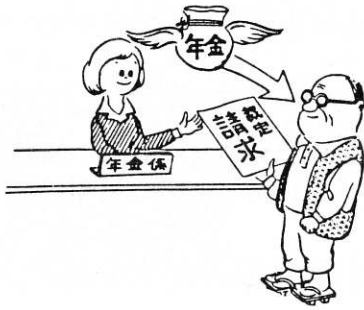
国民年金法の一部改正する法律が成立し、改正内容は次の通りです。

一、福祉年金額の十一%台引き上げ

○老齢年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額が本年八月分から、それぞれ引き上げられます。

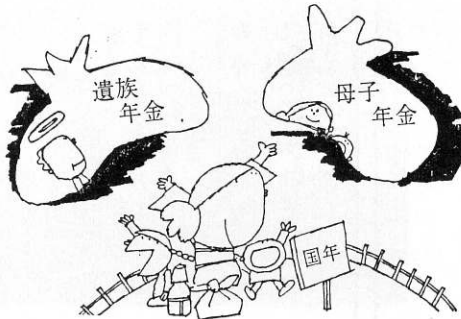
二、物価スライド六・七%実施時期を七月に繰上げ

○年金額の自動的改定措置（スライド制）による年金額の改定について、七月に繰り上げておこなわれます。



三、特例納付の二年間実施（五十五年七月一日から五十五年六月三十日まで）

○強制加入の被保険者及び被保険者であった者であつて、昭和五十五年三月以前の被保険者期間のうち、保険料を徴収する権利を有する者については、特例期間中は、一月につき四千円を納付することができま



四、昭和五十三年度に至る保険料の計画的引き上げ

○保険料の額については、昭和五十四年四月から三千三百円になり、昭和五十五年四月以後は三千六百五十円（昭和五十四年度において

年金額の自動的改正措置が講じられたときは、三千六百五十円に物価指数の上昇率を乗じて得た額）になります。

福祉定期預金の扱い 期間が延長されました

福祉年金又は手当等の支給を受けている者が特別高い利息で預け入れることが出来る預金が五月十五日までであったものが十一月十五日までとなりました。

一、利率 年六・七五%

二、対象預金者
年金又は手当の支給を受けている者

三、取扱期間
昭和五十三年十一月十五日まで（但し郵便局は十一月二十日まで）

四、預入限度
預入対象者一人につき百万円の範囲内

※詳しいことは、役場民生課（国民年金係）又は、定期預金を扱っている金融機関にお問い合わせください。

請求しなければ 年金は受けられません

あなたは「年金は、だまっても自動的に送られてる」と思っていますか。

年金を受けるには、まず年金を受けようとする人自身が請求の手

続をしなければなりません、また年金を受ける資格があつても請求しないで五年をすぎると時効によつて受けることができなくなりま

す、年金を受ける資格のある人は、できるだけ早く年金の請求手続をして下さい。

年金の請求手続きは、役場の国民年金係へ、印かんと年金手帳を持参し、年金の「裁定請求」の手続きをして下さい。

国民年金には次のような年金があります。

○老齢年金、通算老齢年金
満六十五歳になったとき。

○障害年金
ケガや重い病気で障害者になったとき。

○母子年金
夫と死別して、母子家庭となつたとき。

○準母子年金
働き手を失つた祖母が孫や弟妹のめんどうをみているとき。

○遺児年金
父及び母の死亡により、遺児になったとき。
このような年金がありますので該当していると思われる方は、い

53年度国民年金改善の概要

項目	現行	改善案	備考
(提出年金)			
老齢年金			
5年年金	月額16,408	月額17,508	53年7月から
10年年金	" 22,425	23,925	"
25年年金	" 35,558	37,940	"
40年年金	" 56,873	60,683	"
障害年金(1級)	" 45,125	48,133	"
"(2級)	" 36,100	38,508	"
母子、準母子、遺児年金	" 36,100	38,508	"
(福祉年金)			
老齢福祉年金	月額15,000	月額16,500	53年8月から
障害福祉年金(1級)	" 22,500	24,800	"
"(2級)	" 15,000	16,500	"
母子、準母子福祉年金	" 19,500	21,500	"
所得制限額			
本人所得制限			
老齢、障害	1,644,000	2,002,000	収入額夫婦2人
母子、準母子	3,200,000	3,340,000	" 子供1人
扶養義務者所得制限	8,760,000	据え置き	" 6人世帯

遊漁安全対策について

遊漁の時期になってきました。それに伴ない毎日のように新聞紙上には道内各地での海面、湖川等における事故が掲載されております。

本村におきましても五月中旬に漁港内において遊漁者の水死事故がおきておりますので今後遊漁者が一層多くなると思われますので住民一丸となり水死事項が発生しないよう左記事故を遵守しお互いに注意をしましょう。

又、遊漁船等を依頼された方におきましても無理をせず安全対策を十分にしてからにしましょう。海は漁民の大事な財産又生活の場でもありますので遊漁にあたっては漁業者に絶対迷惑をかけるいようルールを守って下さい。

(遊漁者の心得)

遊漁者は、人命の尊さを自覚して安全の確保に十分留意するとともに水面及び沿岸が公共の場であり、又、漁業者の生活の場であることを認識して、環境の保全及び水産資源の保護等に努めるものとする。

一、遊漁を計画する場合には、次のことを注意すること。

(一) 目的地の天候状況及び波浪、潮の干満時刻等の海象状況並

びに磯場等の立地条件。
(二) 目的水域における遊漁に関する遵守事項。

(三) 遊漁船等を使用する場合には関係法令の規定に従って整備、運航される遊漁船等の有無の確認。

(四) その他安全確保のために必要なこと。

二、遊漁船等への乗船及び乗船中においては、次のことを守ること。

(一) 船長の指示に従うこと。

(二) 定員を守ること及び定員の表示のない遊漁船等には乗船しないこと。

(三) 救命胴衣は必ず着用すること。

(四) 酒類及び非常な活動や判断を妨げるおそれのある薬物を飲まないこと。

(五) 出航前にあらかじめ、緊急時における避難方法、救命器具の使い方、関係機関への連絡方法等を船長と打ち合わせ確認すること。

(六) 小さな遊漁船に乗船中は、むやみに定位から動いたり、身を乗り出したり舷側に後ろ向きに座ったりしないこと。
(七) 事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに船長に申し出ること。

三、遊漁においては、次のことを守ること。

(一) 単独行動はしないこと。

(二) 夜間における船釣りはしないこと。

(三) 天候には十分注意を払い、悪化の兆があるときは早目に切り上げること。

(四) 足場、地形、潮流、海底の形状及び周囲の状況に十分注意すること。

(五) 遊漁を禁止又は制限されている水域や期間及び遊漁方法の制限等をよく確かめ、水産資源の保護に努めるとともに、漁具、漁船及び敷設中の養殖施設を損傷する等漁業者の権利を侵害し、迷惑をかけること。

(六) 水産資源を保護するために藻類、貝類、稚魚等のみだりに採捕しないこと。

(七) 食べくず、空かん、空ビン等のごみ及び不用となったエサは周囲に捨てずに持ち帰る等適切に処理し、快適な遊漁環境の維持に努めること。

(遊漁船等提供者の心得)

遊漁船提供者は、遊漁者の安全及び水産資源の保護を図るために次に掲げることを守ること。

一、遊漁船等を提供する場合には、次のことを守ること。

(一) 遊漁船等が船舶安全法等関係法令の適用を受けるものである場合には、必ず所定の手続及び整備を行うこと。

又、関係法令の適用を受けない場合にも、関係法令に定める規定に準じて自主的に保安点検及び設備整備を行うこと。

(二) 定員を超えて乗船させないこと。

(三) 出航前にはエンジン、船体等の点検を行うとともに航行用具、消火器、救命ブイ、救命胴衣、非常用信号器具、通信機器等を装備点検すること。

(四) 天候状況、海象状況、遊漁船の性能等を総合的に判断し、無理のない航行をすること。

(五) 夜間は遊漁船等を提供しないこと。

(六) 緊急時の連絡方法及び連絡系統を明らかにしておくこと。

二、遊漁船等の航行中は、次のことを守ること。
(一) 遊漁者の安全に十分注意すること。
(二) 小産資源を保護し、漁業権者の権利を侵害しないよう遊漁者を指導すること。



— 伸ばそう村勢 延ばすな村税 —

6月には 村道民税 (1期分) の納期です
保険税 (1期分)



地方税法の一部改正によって昭和53年4月1日から保険税の限度額が現行17万円から19万円に引き上がりました。

健康づくり標語及び

シンボルマーク募集!!

道では、かねてから道民の健康の保持増進を図るため、道民一人一人が進んで自らの健康づくりに取り組み、強く希望しながら、保健医療体制の整備、スポーツの振興等各般にわたる施策を取り進めてきています。ところでありますが、幸い最近体力づくりや健康についての関心が高まり、各種の実践活動が進められていることは喜ばしいことであります。

この機会に道民の健康づくりに関する意識を一層高め、道民こぞって健康づくりを進めるための標語とシンボルマークを広く募集します。

内容は、保健予防の心掛け、スポーツ、体力づくりの生活化、食生活の改善など健康づくりの範囲は、かなり幅広く多岐にわたりますが、これらを総合的に考え、道民こぞって健康づくりを実践するための意欲や目標が端的に表現されているものとします。

応募資格
道内に居住する方は、誰でも応募することが出来ます。

応募方法
標語は官製はがきを使用し、一枚に三点以内を記載することとします。

賞
昭和五十三年八月中旬に報道機関を通じて発表するとともに直接本人に通知します。

賞
最優秀 標語・シンボルマーク
各一点(知事賞状と記念品)
優秀 標語・シンボルマーク
各一点(知事賞状と記念品)
佳作 標語・シンボルマーク
各三点(知事賞状と記念品)

賞
最優秀 標語・シンボルマーク
各一点(知事賞状と記念品)
優秀 標語・シンボルマーク
各一点(知事賞状と記念品)
佳作 標語・シンボルマーク
各三点(知事賞状と記念品)

道民一家



年齢、職業(児童、生徒、学生の場合は学校名、学年)、郵便番号、電話番号を明記してください。

四、応募作品は未発表のものに限ります。

送付先
〇六〇一九一
札幌市中央区北三条西六丁目
北海道生活環境部道民生活課
〇締切
昭和五十三年七月三十一日
(当日消印有効)

送電線付近で伐採する時のお願い

最近、送電線に接近している樹木を伐採する際に誤って送電線の上に倒し、そのために停電事故が発生しております。

御承知のこととは存じますが、特別高圧送電線で、接触、あるいは断線を起しますと、人畜の感電事故や、山火事を引き起す危険があり、皆様に多大のご迷惑をおかけすることになりますので、送電線付近で伐採作業等を行う場合は事前に必ず左記送電所に、ご連絡下さるようお願いいたします。

広報係からのお願い

おねがい

広報「しかべ」をより一層充実したものにしたいと思えます。

そのためにも、村民皆様の広報に対するご意見やご投稿(むかしばなしなど)、どんなことでもけっこうですので、どしどしお寄せ下さるようお願いいたします。

よろこびかなしみ

☆おたんじょうおめでとう

松平 典子 清数 宮浜
井川 正広 浩
佐藤 慎一 鉄雄
森 順子 泰雄
高本 謙二 和郎 本別
村田 直人 三十司
若山 紀彦 唯敏 鹿部

★おくちやみもうしあげます

田村 武雄 五九歳 宮浜
村林 俊幸 二一歳 鹿部
盛田 ヨシ 八六歳 大岩

村の人口(52.4.30現在)
()は前月比です。

世帯数	1,206	世帯	(±0)
総人口	4,984	人	(+2)
男	2,496	人	(+3)
女	2,488	人	(-1)